

報告第 26 号

事務事業の調整結果について

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成 17 年 7 月 26 日提出

古河市・総和町・三和町合併協議会
会 長 館 野 喜 重 郎

協定番号：22(1)	協定項目：国民健康保険事業について	議決年月日：平成16年11月17日協議第42号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
高額療養費貸付事業	【概要】 高額療養費の支払いの困難な者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の福祉の増進と生活の安定を図る。 【貸付限度額】 高額療養費支給見込額の90%以内 【貸付金の償還】 高額療養費の支給時に清算	【概要】 同左 【貸付限度額】 高額療養費の90%以内の額 (1,000円未満の端数切捨) 【貸付金の償還】 同左	【概要】 同左 【貸付限度額】 高額療養費の80%以内の額 (1,000円未満の端数切捨) 【貸付金の償還】 同左	合併時に再編する。	【貸付限度額】 高額療養費支給見込額の90%以内 【貸付金の償還】 高額療養費の支給時に清算
人間ドック助成	【概要】 住民の健康増進と健康診査事業により疾病の早期発見、早期治療を目的とし、受診者への助成を行う。 【対象者・定員】 40歳以上70歳未満の国保被保険者300名 【助成額】 30,000円 ※国民健康保険税を滞納している世帯は対象外	【概要】 同左 【対象者・定員】 国民健康保険加入者で40～67歳の3歳刻みの年齢が対象 240名 【助成額】 30,000円 (前立腺ガン、子宮ガンの検査には更に1,000円を助成) ※国民健康保険税を滞納している世帯は対象外	【概要】 同左 【対象者・定員】 国民健康保険加入者で、当該年度中に40、45、50、55、60歳に到達する者脳ドックは55、60歳到達者のみ。 人間ドック200名、脳ドック100名 【助成額】 人間ドック・脳ドックとも30,000円 ※国民健康保険税を滞納している世帯は対象外	合併時に古河市の例を参考に再編する。 ※総和町の前立腺ガン子宮ガン、三和町の脳ドックについては、保健衛生事業にて実施する。	【対象者・定員】 国民健康保険加入者で、検診を受ける日において40歳以上70歳未満の被保険者 先着順にて受付をする(旧市町単位) 古河地区 300名 総和地区 250名 三和地区 200名 【助成額】 30,000円 ※国民健康保険税を滞納している世帯は対象外

協定番号：22(8)	協定項目：交通関係事業について	議決年月日：平成16年9月30日 協議26号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
交通安全啓発	<p>【交通安全用具支給】 ランドセルカバー、立哨用旗等、帽子(交通安全推進員)</p> <p>【交通安全教育】 交通安全教室</p>	<p>【交通安全用具支給】 ランドセルカバー、立哨用旗等、足型ストップマーク</p> <p>【交通安全教育】 交通安全教室、高齢者ゲートボール大会、関東ドマンナカ祭、交通安全大会</p>	<p>【交通安全用具支給】 ランドセルカバー、立哨用旗等</p> <p>【交通安全教育】 交通安全教室、安全運転体験教育事業(小学生)、交通安全高齢者ゲートボール大会</p>	<p>交通安全用具支給については合併時に再編する。全体的に事業は継続する。</p> <p>交通安全教育については、合併時に再編する。実施内容、回数を調整し、交通安全指導員による指導体制とする。</p>	<p>【交通安全用具支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランドセルカバー ・立哨用品(旗、バック、タスキ) ・足型ストップマーク ・帽子(交通安全推進員) <p>【交通安全教育】</p> <p>○交通安全教室</p> <p>①幼児交通安全教室 対象：全園児対象 ：卒園児対象</p> <p>②小学生交通安全教室 対象：小学1年生、小学3年生又は4年生(自転車の乗り始め)</p> <p>③中学生交通安全教室 対象：中学1年生</p> <p>④高齢者交通安全教室 方法：老人福祉センター利用日に、訪問し交通安全教育を実施する。</p> <p>小中学校は日程調整の上、実施。その他上記以外で依頼があれば実施。</p> <p>○その他交通安全教育は新市においても実施する。</p>

協定番号：22(8)	協定項目：交通関係事業について	議決年月日：平成16年9月30日 協議26号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
防犯灯整備及び維持管理	<p>【設置数】 3,390基（平成15年度末現在）</p> <p>【概要】 自治会の要望により、設置</p> <p>【費用】 設置費用：市負担 維持管理費用：自治会負担 電気料：自治会負担1/3、市負担2/3</p>	<p>（設置数） 3,719基（平成15年度末現在）</p> <p>【概要】 通学路及び行政区等の要望により設置</p> <p>【費用】 設置費用：町負担 維持管理費用：町負担 電気料：町負担</p>	<p>【設置数】 約2,000基（平成15年度末現在）</p> <p>【概要】 通学路及び幹線道路に町が設置その他、行政区で必要なところは行政区において設置</p> <p>【費用】 ・町設置 設置費用：町負担 維持管理費用：町負担 電気料：町負担 ・行政区設置 設置費用：行政区負担 維持管理費用：行政区負担 電気料：行政区負担</p> <p>【補助金】 行政区が設置・修理する防犯灯対象 ・補助率等（1基当たり） 工種 補助率 限度額 新設 80/100 20,000円 修理 80/100 10,000円 小柱 - 10,000円</p>	合併時に再編する。	古河市の自治会管理防犯灯、三和町の行政区管理防犯灯については、平成17年度中に新市に管理移管する。（平成18年度より全て新市管理） 防犯灯要望に伴う新設は、新市で行う。

協定番号：22(9)	協定項目：窓口業務について	議決年月日：平成16年10月15日協議第37号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
自動交付システム	<p>【交付するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 <p>【事務手続】</p> <p>自動交付機を利用するには印鑑登録証（ゆきはなカード）に暗証番号の登録が必要（代理人による登録はできない。）</p> <p>【平成15年度の発行数】</p> <p>住民票の写し 5,128件 印鑑登録証明書 9,722件</p> <p>【印鑑証明の発行履歴】</p> <p>発行履歴は、交付機サーバーからホストコンピュータに転送し、住記・印鑑サーバーに履歴を反映している。</p> <p>【設置場所】</p> <p>市役所正面玄関 まちなか再生市民ひろば（古河駅西口）</p> <p>【稼働日及び時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月29日～1月3日を除く毎日 ・午前7：00～午後8：00 （土日、祝日は午前10：00～午後4：00） 	<p>【交付するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 <p>【事務手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カードの暗証番号入力し、交付を受ける。 ・カード入力後、3回以上暗証番号誤入力するとロックがかかり発行できなくなる。 ・手数料、窓口交付と同額 <p>【平成15年度の発行数】</p> <p>住民票の写し 4,442件 印鑑登録証明書 7,536件</p> <p>【印鑑証明の発行履歴】</p> <p>自動交付機からの発行履歴はサブサーバーで蓄積したものを、メインサーバーにおとし、翌日端末機に反映させる。</p> <p>【設置場所】</p> <p>役場町民課前</p> <p>【稼働日及び時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月29日～1月3日を除く毎日 ・午前9：00～午後9：00 	<p>住民票及び印鑑証明書自動交付機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民サービス向上のため自動交付機の導入を推進中 	<p>新市の電算システムに合わせて、合併時に統合する。</p> <p>稼働時間は、古河市の例を参考に再編する。</p>	<p>【交付するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 <p>【設置場所】</p> <p>古河市役所正面玄関 まちなか再生市民ひろば（古河駅西口） 総和町役場玄関 三和町役場玄関</p> <p>【稼働日及び時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月29日～1月3日を除く毎日 ・午前7：00～午後8：00 （土日、祝日は午前10：00～午後4：00）

協定番号：22(10)	協定項目：保健衛生事業について		議決年月日：平成16年12月15日協議第50号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果	
	古河市	総和町	三和町			
各種検診	【個別検診（妊婦・乳児）】 妊婦・乳児の疾病の早期発見、早期治療を図り、健康の保持増進に努める。 ①妊婦健康診査受診票の交付 対 象：妊婦 交付枚数：2枚 ②乳児健康診査受診票の交付 対 象：3～6ヵ月児、9～11ヵ月児 交付枚数：2枚 ※①②とも母子健康手帳交付時に交付	【個別検診（妊婦・乳児）】 妊婦・乳児の疾病の早期発見、早期治療を図り、健康の保持増進に努める。 ①妊婦健康診査受診票の交付 対 象：妊婦 交付枚数：2枚 ②乳児健康診査受診票の交付 対 象：3～6ヵ月児 交付枚数：1枚 ※①②とも母子健康手帳交付時に交付	【個別検診（妊婦・乳児）】 妊婦・乳児の疾病の早期発見、早期治療を図り、健康の保持増進に努める。 ①妊婦健康診査受診票の交付 対 象：妊婦 交付枚数：2枚 ②乳児健康診査受診票の交付 対 象：6～8ヵ月児 交付枚数：1枚 ※①②とも母子健康手帳交付時に交付	合併時に古河市の例を参考に再編する。	【個別検診（妊婦・乳児）】 妊婦・乳児の疾病の早期発見、早期治療を図り、健康の保持増進に努める。 ①妊婦健康診査受診票の交付 対 象：妊婦 交付枚数：2枚 ②-1 古河地区乳児健康診査受診票の交付 対 象：3～6ヵ月児、9～11ヵ月児 交付枚数：2枚 ②-2 総和三和地区乳児健康診査受診票の交付 交付枚数：1枚 但し、乳児の集団検診を実施する ※①②とも母子健康手帳交付時に交付	
健康教育	【マタニティスクール】 ・マタニティスクール 年3回実施	【マタニティスクール】 ・母親教室（年6回実施） ・父親教室（年3回実施）	【マタニティスクール】 ・妊婦教室（年3回実施） ・両親学級（年3回実施）	合併時に三和町の例を参考に再編する。	【マタニティスクール】 ・妊婦教室（年3回実施） ・両親学級（年3回実施）	
		【子育て自主グループ育成】 ・のびのび教室（毎月1回実施） ・イチゴクラブ（年6回実施）	【子育て自主グループ育成】 ・びよびよサロン（毎月1回実施） ・親子あそびの教室（毎月1回実施）	合併時に再編する。	【子育て自主グループ育成】 ・のびのび教室（毎月1回実施） ・イチゴクラブ（年6回実施） ・びよびよサロン（毎月1回実施） ・親子あそびの教室（毎月1回実施）	
	【思春期教育】 ・親子学習会（小学生と保護者）		【思春期教育】 ・ティーンズクラス（中学生・高校生） ・親子学習会（小学生と保護者）	合併時に再編する。	【思春期教育】 ・親子学習会（小学生と保護者） ・ティーンズクラス（中学生・高校生） ・親子学習会（小学生と保護者）	
	【学校禁煙教室】 各小中学校にて、禁煙教育講話を実施。			合併時に古河市の例を参考に再編する。	【学校禁煙教室】 各小中学校にて、禁煙教育講話を実施。	
	【老人健康教育（老人クラブ）】 対象：老人クラブ、その他 内容：講話等（希望のテーマに沿って実施する）	【健康教育（老人クラブ）】 対象：老人クラブ、その他 内容：講話等（希望のテーマに沿って実施する）		合併時に古河市・総和町の例を参考に再編する。	【老人健康教育（老人クラブ）】 対象：老人クラブ、その他 内容：講話等（希望のテーマに沿って実施する）	

協定番号：22(10)	協定項目：保健衛生事業について	議決年月日：平成 16 年 12 月 15 日協議第 50 号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
健康相談	<p>【乳幼児健康相談】 ○健やか相談Ⅰ 対象：乳幼児及び育児にあたっている者 内容：身体計測、個別相談、検診後の経過観察 回数：毎月 1 回</p> <p>【療育相談】 ○健やか相談Ⅱ 対象：ことばや身体の発達が気になる乳幼児とその保護者 内容：心理判定員、理学・作業・言語療法士、保健師による個別相談・指導（年 6 回）</p>	<p>【乳幼児健康相談】 ○乳幼児健康相談 対象：就学前までの児とその保護者、乳幼児健診のあと経過観察中の児 内容：身体計測、個別相談、検診後の経過観察 回数：毎月 1 回</p> <p>【療育相談】 ○ポーター相談 乳幼児の発達の遅れや偏りがみられるこどものために開発された早期教育プログラムにより、個別指導・相談を行う。（毎月 1 回実施）</p> <p>○親子相談会 乳幼児の発達の遅れや偏りの見られる子どものために感覚統合療法を生かした相談を行う。（年 8 回実施）</p> <p>【親子教室】 発達の遅れ・偏りがみられる乳幼児とその家族に対して、早期発見・早期指導の一環として、継続的・計画的な訓練指導を実施する。 回数：月 4 回 経費負担：個人負担なし</p>	<p>【療育相談】 ○発達相談 乳幼児の発達の遅れや偏りがみられるこどものために開発された早期教育プログラムにより、個別指導・相談を行う。（毎月 1 回実施）</p>	<p>合併時に古河市・総和町の例を参考に再編する。</p>	<p>【乳幼児健康相談】 ○乳幼児健康相談 対象：就学前までの児とその保護者、乳幼児健診のあと経過観察中の児 内容：身体計測、個別相談、検診後の経過観察 回数：毎月 1 回</p> <p>【療育相談】 ○ポーター相談 乳幼児の発達の遅れや偏りがみられるこどものために開発された早期教育プログラムにより、個別指導・相談を行う。（毎月 1 回実施）</p> <p>○親子相談会 乳幼児の発達の遅れや偏りの見られる子どものために感覚統合療法を生かした相談を行う。（年 8 回実施）</p> <p>【親子教室】 発達の遅れ・偏りがみられる乳幼児とその家族に対して、早期発見・早期指導の一環として、継続的・計画的な訓練指導を実施する。 回数：月 4 回 経費負担：個人負担なし</p>

協定番号：22(11)	協定項目：各種福祉事業について		議決年月日：平成 16 年 10 月 15 日協議第 38 号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果	
	古河市	総和町	三和町			
訪問入浴サービス		【概要】 入浴困難な心身障害児・者に対し、訪問しての入浴を行う。 【自己負担】 620 円/回 ※利用は、2 回/週まで		合併時に総和町の例を参考に再編する。	【概要】 入浴困難な心身障害児・者に対し、訪問しての入浴を行う。 【自己負担】 620 円/回 ※利用は、2 回/週まで	
ファックス機使用助成	【概要】 重度の聴覚障害者世帯にファックスの基本料金の補助をする。 【助成額】 ・基本料金の補助	【概要】 聴覚障害又は言語機能障害 4 級以上にファックスの基本料金等の補助をする。 【助成額】 ・設置 1/2 (限度額 50,000 円) ・基本料金の補助 (限度額 3,000 円/月)		合併時に古河市の例を参考に再編する。助成額は、ファックス基本使用料金のみとする。	【概要】 重度の聴覚障害者世帯又は言語機能障害者世帯にファックスの基本料金の補助をする。 【助成額】 ・基本料金の補助	
移送サービス (障害者)		【概要】 在宅で自力の移動が困難な障害者に対し、ストレッチャー車、ヘルパー車で通院等の移送サービスを行う。 【対象者】 ストレッチャー車：四肢麻痺等の全身性障害者 (場所制限なし) ヘルパー車：が「ヘルパー」が必要な障害者 (隣接市町村内) 【助成対象】 ・病院の入退院、通院 ・介護保険施設への入退所、介護保険施設への短期入所 ※利用は、1 往復/週まで 【自己負担】 200 円		合併時に総和町の例を参考に再編する。ただし、対象サービスをストレッチャー車のみとし、ヘルパー車は支援費事業で対応する。	概要】 在宅で自力の移動が困難な障害者に対し、ストレッチャー車で通院等の移送サービスを行う。 【対象者】 ストレッチャー車：四肢麻痺等の全身性障害者 (場所制限なし) 【助成対象】 ・病院の入退院、通院 ・介護保険施設への入退所、介護保険施設への短期入所 ※利用は、1 往復/週まで 【自己負担】 200 円	

協定番号：22(11)	協定項目：各種福祉事業について		議決年月日：平成 16 年 10 月 15 日協議第 38 号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果	
	古河市	総和町	三和町			
移送サービス（高齢者）		<p>【内 容】</p> <p>通院等が困難な在宅介護者が医療機関への通院や介護保険施設等を利用するときに送迎する。</p> <p>◎専用車（ストレッチャー・車椅子） （利用対象者） ・介護保険の被保険者で、要介護 3 以上と認定された者 （利用時間）午前 8:30～午後 5:00 （助成対象） 医療機関、介護保険施設等への入退院又は通院等 （利用料）30 分当たり 200 円</p> <p>◎ヘルパー車 （利用対象者） ・介護保険の被保険者で、要介護及び要支援と認定された者 （利用条件） 1 週当たり往復 1 回または片道 1 回古河市、三和町、境町及び野木町でかつ利用時間が 1 時間以内 （利用時間）午前 8:30～午後 5:00 （助成対象） 医療機関、介護保険施設等への入退院又は通院等 （利用料）30 分当たり 200 円</p>		合併時に総和町の例を参考に再編する。	<p>【内 容】</p> <p>通院等が困難な在宅介護者が医療機関への通院や介護保険施設等を利用するときに送迎する。</p> <p>◎専用車（ストレッチャー・車椅子） （利用対象者） ・介護保険の被保険者で、要介護 3 以上と認定された者 （利用時間）午前 8:30～午後 5:00 （助成対象） 医療機関、介護保険施設等への入退院又は通院等 （利用料）30 分当たり 200 円</p> <p>◎ヘルパー車 （利用対象者） ・介護保険の被保険者で、要介護及び要支援と認定された者 （利用条件） 1 週当たり往復 1 回または片道 1 回古河市、境町及び野木町でかつ利用時間が 1 時間以内 （利用時間）午前 8:30～午後 5:00 （助成対象） 医療機関、介護保険施設等への入退院又は通院等 （利用料）30 分当たり 200 円</p>	

協定番号：22(11)	協定項目：各種福祉事業について		議決年月日：平成 16 年 10 月 15 日協議第 38 号		
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
軽度生活援助事業	<p>【概要】 要介護状態への進行を防止するため、食事・食材の確保、清掃、洗濯等生活支援を行う。</p> <p>【対象者】 おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者</p> <p>【利用料】 A. 生活保護法による被保護世帯 100 円/1 時間 B. 所得税課税者 210 円/1 時間</p>	<p>【概要】 介護保険で自立と認定された者に対してホームヘルパーによる調理や清掃等の生活支援を行う。</p> <p>【対象者】 おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中独居の高齢者及びこれに準ずると町長が認めた世帯</p> <p>【利用料】 300 円/1 時間</p>	<p>【概要】 介護認定において「自立」と判定された高齢者等に必要な支援、指導を行う。</p> <p>【対象者】 おおむね 65 歳以上で次のいずれかに該当する者 ・日常生活に関する支援、指導が必要な場合 ・家事に対する支援、指導等が必要な場合</p> <p>【利用料】 所得税課税世帯 410 円/1 時間 所得税非課税世帯 120 円/1 時間</p>	合併時に総和町の例を参考に再編する。	<p>【概要】 介護保険で自立と認定された者に対してホームヘルパーによる調理や清掃等の生活支援を行う。</p> <p>【対象者】 おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中独居の高齢者及びこれに準ずると市長が認めた世帯。</p> <p>【利用料】 200 円/1 時間 1 回につき 2 時間以内</p>
訪問理美容サービス事業		<p>【概要】 理容所や美容所に出向くことが困難な高齢者に対し、訪問理美容サービス指定事業者が訪問し理髪を行う。</p> <p>【対象者】 ・65 歳以上でひとり暮らしの者・65 歳以上の高齢者のみ世帯の者・加齢、心身の障害によりねたきり状態の者</p> <p>【利用内容】 3 ヶ月に 1 回を目安に、年度内 4 回を限度とする。</p> <p>【利用料】 1 回当たり 2,000 円以内の額</p>		合併時に総和町の例により統合する。	<p>【概要】 理容所や美容所に出向くことが困難な高齢者に対し、訪問理美容サービス指定事業者が訪問し理髪を行う。</p> <p>【対象者】 ・65 歳以上でひとり暮らしの者・65 歳以上の高齢者のみ世帯の者・加齢、心身の障害によりねたきり状態の者</p> <p>【利用内容】 3 ヶ月に 1 回を目安に、年度内 4 回を限度とする。</p> <p>【助成料】 1 回当たり 2,000 円以内の額</p>
配食サービス	<p>【概要】 80 歳以上のひとり暮らし老人で、サービスを希望した者及び 80 歳以上の者が属する世帯で、かつ概ね 65 歳以上の者で構成される世帯の者に給食サービスを提供する。</p> <p>【利用回数】 週 2 回程度</p> <p>【利用者負担】 1 食 200 円</p>	<p>【概要】 ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で、昼食の調理が困難な者にお弁当を配達する。</p> <p>【利用回数】 アセスメントにより、必要であれば、週当たり最大毎日可</p> <p>【利用者負担】 1 食 300 円</p>	<p>【概要】 概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で調理が困難な者に定期的に居宅に訪問して食事を提供する。</p> <p>【利用回数】 食事は昼食とし、週 2 回まで</p> <p>【利用者負担】 1 食 300 円</p>	合併時に在宅介護支援センターを利用した総和町方式を参考に再編する。	<p>【概要】 ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で、昼食の調理が困難と認められる者にお弁当を配達する。</p> <p>【利用者負担】 1 食 300 円</p>

協定番号：22(11)	協定項目：各種福祉事業について		議決年月日：平成 16 年 10 月 15 日協議第 38 号		
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
転倒骨折予防教室事業	<p>【概要】 家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある在宅の高齢者等に対し、各種サービスを提供する。</p> <p>【対象者】 おおむね 60 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者</p> <p>【内容】 健康チェック、給食、生活指導・相談、生きがい講座、運動機能訓練、入浴、送迎等</p> <p>【利用料】 1 日 550 円、利用はおおむね週 1 回</p>	<p>【概要】 介護認定で自立と認定された高齢者にデイケア又はデイサービスを行う。</p> <p>【対象者】 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中独居の高齢者及びこれに準ずると町長が認めた世帯</p> <p>【内容】 食事、入浴、機能回復訓練等、通所施設までの送迎</p> <p>【利用料】 1 回当たり 1,000 円及び食事代（週 1 回利用可）</p>	<p>【概要】 介護認定において「自立」と認定された高齢者等に、各種サービスを提供する。</p> <p>【対象者】 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中独居の高齢者及びこれに準ずると町長が認めたもの</p> <p>【内容】 給食サービス、入浴サービス、日常動作訓練等</p> <p>【利用料】 1 日当たり 500 円、利用は週 1 回程度（施設利用料 380 円、送迎料 120 円、食材料実費）</p>	合併時に対象者・サービス内容等を調整し、再編する。	調整中 平成 18 年度において介護保険制度へ移行するため調整中
家庭介護用品の支給	<p>【概要】 介護保険の要介護度 4・5 と認定された高齢者等を介護している家族等に対し、介護用品を支給する。</p> <p>【支給内容】 対象者 1 人当たり 1 月につき、4,500 円の紙おむつ等購入助成券を支給</p>	<p>【概要】 在宅で寝たきり等により常時紙オムツが必要な高齢者に、紙オムツを支給する。</p> <p>【支給内容】 年 3 回紙オムツを支給</p>	<p>【概要】 在宅の要介護認定者【要介護度 3・4・5】のうち紙おむつを常時必要とする町民税非課税世帯に、紙おむつ用品を支給する。</p> <p>【支給内容】 申請に基づき紙オムツを支給</p>	合併時に古河市の例を参考に再編する。	<p>【概要】 介護保険の要介護度 4・5 と認定された高齢者等を介護している家族等に対し、介護用品を支給する。</p> <p>【支給内容】 対象者 1 人当たり 1 月につき、6000 円相当の紙おむつ等または購入助成券を支給</p>
家族介護慰労事業	<p>【概要】 介護保険による要介護 4 又は 5 の者で、過去 1 年間介護保険のサービスを受けなかった者を介護している家族で市民税非課税世帯に 50,000 円の見舞金を支給。</p>	<p>【概要】 要介護 4 又は 5 の在宅高齢者（2 号被保険者含む）を過去 1 年間介護サービス（年間 7 日以内のショートステイの利用をのぞく）を受けなかった者を介護している家族で、町県民税非課税世帯に 100,000 円を支給。</p>	<p>【概要】 要介護 4 又は 5（相当する者を含む）と認定された高齢者を常時介護する者であって、町民税非課税であること、かつ前年度の 8 月 1 日から当該年度の 7 月 31 日の間に介護保険サービス（原則 1 週間までのショートステイの利用を除く）を利用しなかった者に 100,000 円を支給。</p>	合併時に総和町の例を参考に再編する。	<p>【概要】 要介護 4 又は 5 の在宅高齢者（2 号被保険者含む）を過去 1 年間介護サービス（年間 7 日以内のショートステイの利用をのぞく）を受けなかった者を介護している家族で、住民税非課税世帯に 100,000 円を支給。</p>
緊急通報システム	<p>【概要】 在宅のひとり暮らし老人の健康と安全の確保のため緊急通報装置を設置する。</p> <p>【利用者負担】 設置費用は無料。利用者は老人日常生活用具給付等事業実施要項に定める基準により給付等に要する費用の一部を負担する。</p>	<p>【概要】 ひとり暮らしの高齢者等が緊急に援助が必要となったときのために、消防署に直接つながる電話を設置する。</p> <p>【利用者負担】 固定電話の設置費用は無料。（通話料は自己負担） ※ペンダントなどの移動式は、全額自己負担</p>	<p>【概要】 概ね 65 歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯に対し緊急通報システムを設置する。</p> <p>【利用者負担】 設置及びレンタル料は、無料。</p>	合併時に古河市の例を参考に再編する。所得状況による設置費用の自己負担を設定する。	<p>【概要】 在宅のひとり暮らし老人の健康と安全の確保のため緊急通報装置を設置する。</p> <p>【利用者負担】 設置費用は所得状況による自己負担を設定する。利用者は老人日常生活用具給付等事業実施要項に定める基準により給付等に要する費用の一部を負担する。</p>

協定番号：22(11)	協定項目：各種福祉事業について	議決年月日：平成 16 年 10 月 15 日協議第 38 号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
在宅介護支援センター運営事業	<p>【目的】 地域の要介護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図る。</p> <p>【概要】 ・地域型支援センター 3ヶ所・在宅介護の相談 ・各種サービス申請に係る行政機関等との連絡調整 ・家族介護者教室 ・介護予防プラン作成 ・高齢者実態把握 等 委託先： 古河市在宅介護支援センター (愛光園、平成園、わたらせ)</p>	<p>【目的】 在宅の高齢者又はその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】 ・基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所 委託先：町社会福祉協議会 ・地域型在宅介護支援センター 3ヶ所 委託先： 青嵐荘、白英荘、バックアップ</p>	<p>【目的】 地域の要介護老人及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【概要】 ・在宅介護の相談 ・各種サービス申請に係る行政機関との連絡調整 ・介護ニーズ等の評価、資料作成 ・住宅改修相談 等 委託先： 社会福祉法人みつなみ会 社会福祉法人秋明館</p>	合併時に総和町の例を参考に再編する。	<p>【目的】 在宅の高齢者又はその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】 ・基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所 委託先：社会福祉協議会 ・地域型在宅介護支援センター 8ヶ所 委託先： 青嵐荘、白英荘、バックアップ、愛光園平成園、わたらせ、みつなみ会、秋明館</p>
介護支援金支給事業		<p>【概要】 介護保険サービス利用者に対し、利用料の一部を助成し低所得者の負担軽減を図る。</p> <p>【対象者】 介護保険料第1段階、第2段階の者</p> <p>【支給基準】 1割の自己負担の50%を上限 ※介護保険施設入所者は非該当</p>	<p>【概要】 介護保険サービス利用者に対し、利用料の一部を助成し低所得者の負担軽減を図る。</p> <p>【対象者】 介護保険料第1段階、第2段階の者</p> <p>【支給金額】 1割の自己負担の20%を上限 ※高額サービス費・福祉用具購入費・住宅改修費は除く</p>	合併時に三和町の例を参考に再編する。	<p>【概要】 介護保険サービス利用者に対し、利用料の一部を助成し低所得者の負担軽減を図る。</p> <p>【対象者】 介護保険料第1段階、第2段階の者</p> <p>【支給金額】 1割の自己負担の20%を上限 ※高額サービス費・福祉用具購入費・住宅改修費は除く</p>
愛の定期便事業	<p>【概要】 ひとり暮らしの高齢者を訪問して乳製品を配布</p>	<p>【概要】 ひとり暮らしの高齢者に、隔日牛乳1本又は週1回乳酸飲料3本を配達</p>	<p>【概要】 町と委託契約をした事業者がひとり暮らしの高齢者宅に乳製品を配達</p>	合併時に総和町の例を参考に再編する。	<p>【概要】 ひとり暮らしの高齢者に、安否確認の為乳製品を週3回以内配達</p>

協定番号：22(11)	協定項目：各種福祉事業について	議決年月日：平成 16 年 10 月 15 日協議第 38 号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
児童育成手当 (父子家庭助成)	<p>【概要】 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を扶養している父に支給する。 ※ただし、心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20 歳未満まで手当を支給する。</p> <p>【支給額】 ・全部支給 対象児童 1 人 月額 23,000 円 2 人 月額 28,000 円 ・一部支給 月額 5,000 円～22,990 円の範囲</p>			合併時に古河市の例を参考に再編する。	<p>【概要】 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を扶養している父に支給する。 ※ただし、心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20 歳未満まで手当を支給する。</p> <p>【支給額】 ・全部支給 対象児童 1 人 月額 23,000 円 2 人 月額 28,000 円 ・一部支給 月額 5,000 円～22,990 円の範囲</p>
子育て広場運営事業		<p>【概要】 主に 0 歳から 3 歳の乳幼児とその親を対象に、保護者同士の交流の場を提供する。 施設名称：ネーブル子育て広場「ヤンチャ森」 利用時間：午前 9:00～午後 5:00 休 日：年末年始 (12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで) 料 金：無料</p>		合併時に総和町の例を参考に再編する。利用料金は 1 回 1 世帯 100 円程度とする。	<p>【概要】 主に 0 歳から 3 歳の乳幼児とその親を対象に、保護者同士の交流の場を提供する。 施設名称：ネーブル子育て広場「ヤンチャ森」 利用時間：午前 9:00～午後 5:00 休 日：年末年始 (12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで) 料 金：市内居住者 1 回 1 世帯 100 円 市外居住者 1 回 1 世帯 200 円 但し三国サミット(野木町北川辺町)猿島郡内、坂東市は市内料金とする。</p>

協定番号：22(11)	協定項目：各種福祉事業について		議決年月日：平成 16 年 10 月 15 日協議第 38 号		
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
ファミリーサポート事業		<p>【概要】 急な残業などの、臨時的・一時的な保育ニーズに対応する。</p> <p>【利用対象】 町内に在住、在勤する人（生後 6 ヶ月～小学 6 年生・養護学校等に在籍する児童は中学 3 年生まで）</p> <p>【利用時間】 午前 7:30～午後 10:00 （センターは利用のない日は午後 7:00 に閉館）</p> <p>【サービス内容】 ①施設サービス ファミリー・サポートセンター「レインボー21」で利用会員のお子様をお預かりするサービス ②相互支援サービス 協力会員の自宅で利用会員のお子様をお預かりするサービス</p>		合併時に総和町の例を参考に再編する。	<p>【概要】 急な残業などの、臨時的・一時的な保育ニーズに対応する。</p> <p>【利用対象】 新市内に在住、在勤する人（生後 6 ヶ月～小学 6 年生・養護学校等に在籍する児童は中学 3 年生まで）</p> <p>【利用時間】 午前 7:30～午後 10:00 （センターは利用のない日は午後 7:00 に閉館）</p> <p>【サービス内容】 ①施設サービス ファミリー・サポートセンター「レインボー21」で利用会員のお子様をお預かりするサービス ②相互支援サービス 協力会員の自宅で利用会員のお子様をお預かりするサービス</p>
戦没者追悼式	遺族会主催の各種慰霊祭への献花及び参加	県戦没者追悼式への参加	県及び猿島郡が実施する戦没者追悼式への参加	合併時に古河市の例を参考に再編する。	遺族会主催の各種慰霊祭への献花及び参加

協定番号：22(12)	協定項目：環境対策事業について	議決年月日：平成16年11月17日協議第47号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
生ごみ処理機購入費補助	<p>【対象機器】 コンポスト、電動式生ごみ処理機、サポート容器</p> <p>【補助率及び補助限度額】 消費税を除く本体の1/2（補助限度額2万円）</p> <p>【補助対象者】 市内に居住する人で家庭内の生ごみの処理を行う者。1世帯に1台。</p>	<p>【対象機器】 電動式生ごみ処理機のうち、乾燥型、微生物分解型</p> <p>【補助率及び補助限度額】 購入価格（消費税含む）の1/2（補助限度額3万円）</p> <p>【補助対象者】 町内に居住する人で家庭内の生ごみの処理を行う者。1世帯に1台。</p>	<p>【対象機器】 自家処理用コンポスト容器及び機械的に分解させ、その容量を減少、堆肥化させるもの。</p> <p>【補助率及び補助限度額】 購入価格（消費税含む）の1/2（補助限度額3万円）</p> <p>コンポスト容器については、2基/家庭まで（補助限度額1基あたり3,000円）</p> <p>【補助対象者】 町内に居住する人で家庭内の生ごみの処理を行う者。1世帯に1台。</p>	合併時に再編する。	<p>【対象機器】 コンポスト、電動式生ごみ処理機、サポート容器</p> <p>【補助率及び補助限度額】 消費税を除く本体の1/2（補助限度額3万円）</p> <p>【補助対象者】 新市内に居住する人で家庭内の生ごみの処理を行う者。1世帯に1台。</p>
資源回収報償金制度	<p>資源ごみの回収を実施した団体（自治会・子供会・老人会等）に活動状況に応じて報償金を交付する。（空き缶・鉄くず・布類・古紙類は1kg当たり7円、ビン類は1本5円）</p> <p>また、資源回収業者には、回収量に応じて手数料を支払う。（1kg当たり、新聞・ダンボール2円、雑誌4円、鉄くず類15円）</p>	<p>資源ごみの集団回収に協力した、各種団体（町内会・小中学校・PTA・子供会・老人会等）に対し、さしま環境管理事務組合より補助金を交付する。（1kg当たり5円）</p> <p>また、町より資源回収業者へ、1kg当たり2円の手数料を支払う。</p>	<p>資源ごみの集団回収に協力した、各種団体（町内会・小中学校・PTA・子供会・老人会等）に対し、さしま環境管理事務組合より補助金を交付する。（1kg当たり5円）</p>	<p>現行のとおり存続する。ただし、2町は合併時に総和町の例を参考に再編する。</p>	<p>資源ごみの集団回収に協力した、各種団体（町内会・小中学校・PTA・子供会・老人会等）に対し、さしま環境管理事務組合より補助金を交付する。（1kg当たり5円）</p> <p>また、新市より資源回収業者へ、1kg当たり2円の手数料を支払う。</p>

協定番号：22(13)	協定項目：農林関係事業	議決年月日：平成16年9月30日協議第27号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
農業用廃プラスチック収集対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み塩化ビニール収集 実施時期：6月翌2月 ・使用済み農ポリ回収処理 実施時期：7月 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み塩化ビニール収集 実施時期：7月1月 ・使用済み農ポリ回収処理 実施時期：1月 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み塩化ビニール収集 実施時期：7月2月 ・使用済み農ポリ回収処理 実施時期：5月11月 	合併時再編する。 三和町の例により再編する。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み塩化ビニール収集 実施時期：7月2月 ・使用済み農ポリ回収処理 実施時期：5月11月

協定番号：22(20)	協定項目：社会教育事業について	議決年月日：平成16年12月15日協議第52号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果
	古河市	総和町	三和町		
こどもまつり	<p>【目的】 次代を担う子どもたちを健全に育成することは、大人たちの責務であり、子どもたちが世代を超えた人々とふれあうことで積極的に社会参加ができるような子どもの育成を図る。</p> <p>【内容】 喫茶コーナー、紙芝居、鱈つかみどり、ヨーヨーすくい、チビッコ救助隊、非行防止キャンペーン、トテ馬車、動物ふれあいコーナー、スポーツチャンバラ体験、手づくり自動車乗車体験等イベント</p> <p>【参加協力団体】 20 団体</p> <p>【会計】 市一般会計43,500 円 社協よりの補助金50,000 円</p> <p>【来場者数】 延べ2,500 人（平成15 年度）</p>		<p>【概要】 「公民館まつり」から引継ぎ、今年度で25 回目にあたる。子ども会育成連合会が中心となり、レクリエーションやゲーム等を中心とした子ども達のためのイベント。毎年ゴールデンウィークの前半の1日を開催日にあてている。</p> <p>【内容】 平成14 年度から、会場をそれまでの中央公民館からふれあいの里（図書館資料館・スポーツセンターのある敷地）の芝生広場に変更し、野外ステージ（仮設）でのイベントや各ブース（テント）でのゲームコーナー、模擬店などを催している</p> <p>【参加協力団体】 6 団体</p> <p>【会計】 一般会計から実行委員会へ補助金850,000 円</p> <p>【来場者数】 延べ4,000 人（平成15 年度）</p>	合併時に再編する。	<p>次代を担う子どもたちを健全に育成することは、大人たちの責務であり、子どもたちが世代を超えた人々とふれあうことで積極的に社会参加ができるような子どもの育成を図る。</p> <p>【内容】 喫茶コーナー、紙芝居、鱈つかみどり、ヨーヨーすくい、チビッコ救助隊、非行防止キャンペーン、トテ馬車、動物ふれあいコーナー、スポーツチャンバラ体験、手づくり自動車乗車体験等イベント</p> <p>【参加協力団体】 20 団体</p>

協定番号：22(20)	協定項目：社会教育事業について		議決年月日：平成16年12月15日協議第52号			
事務事業名	現況			調整内容	調整結果	
	古河市	総和町	三和町			
各種講座の開催	<p>【事業実績】 概要（平成15年度） 4月～7月 前期 10月～2月 後期 ◎西公民館 前後期講座 24 講座 短期講座 7 講座 ◎東公民館 前後期講座 28 講座 短期講座 5 講座 年間講座 3 講座 ◎中田公民館 前後期講座 18 講座 短期講座 3 講座 年間講座 1 講座 ◎隣保館 前期講座 11講座 映画会 1 回 生活相談 就労相談 親子三世代交流会</p> <p>【講師謝礼】 交通費等を含む 講師 時給2,650 円</p>	<p>【事業実績】 概要（平成15年度） 5月～9月 前期 10月～3月 後期 ◎中央公民館 前後期講座 20 講座 短期講座 2 講座 映画会 2 回 ◎小堤学区公民館 前後期講座 10 講座 短期講座 18 講座 映画会 3 回 ◎駒羽根学区公民館 前後期講座 10 講座 短期講座 6 講座 ◎下大野学区公民館 前後期講座 13 講座 短期講座 3 講座 ◎ユースセンター総和 前後期講座 11 講座 短期講座 3 講座 映画会 3 回 ◎生涯学習センター 前後期講座 10 講座 短期講座 2 講座 映画会 2 回</p> <p>【講師謝礼】 交通費等を含む 講師 時給2,500 円 講師補助 時給1,500 円</p>	<p>【事業実績】 概要（平成15年度） 4月～2月 通年 ◎公民館 年間講座 19 講座 短期講座 5 講座 移動講座 3 回 ◎移動学習 芸術鑑賞 1 回 歴史散歩矢切の渡し 2 回 歴史散歩旧江戸城 2 回</p> <p>【講師謝礼】 交通費等を含む 町内 時給2,250 円 古河市・岩井市・猿島郡内3,000 円 上記以外 時給4,000 円</p>	<p>合併時に再編する。</p>	<p>合併日以降の講座の募集については新市全体において募集する。</p>	